

特別区設置協定書について

大阪市民の皆さんを対象に、大阪市を廃止し、新たな自治体として4つの特別区を設置することについての住民投票が行われます。

投票日にご予定のある方は、告示日の翌日から投票期日の前日まで、区役所等で期日前投票や不在者投票ができます。
ぜひとも投票してくださいますよう、よろしくお願いいたします。

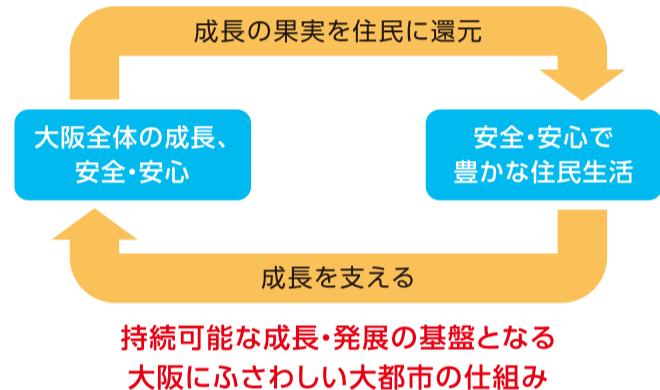
「特別区設置協定書」とは

「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき、特別区の設置の日や区の名称及び区域、事務の分担など、特別区の設置に際して必要となる事項を記載したものです。

特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)のめざすもの

大阪全体の成長、安全・安心、豊かな住民生活の実現

- 人口減少や複雑・多様化する地域ニーズ、危機事象への備えなど、大阪が直面している様々な課題を解決するためには、大阪が成長し、豊かな住民生活が実現できる大都市の仕組みが必要です。
- 近年は、知事・市長の連携が進み、成長と暮らしのサイクルが回りはじめていますが、これを将来にわたって確立させるのが特別区制度です。
- 特別区制度の実現により、大阪のさらなる成長と、住民に身近なサービスの充実をめざしています。



特別区制度(いわゆる「大阪都構想」)の実現

広域機能を大阪府に一元化し、二重行政を制度的に解消

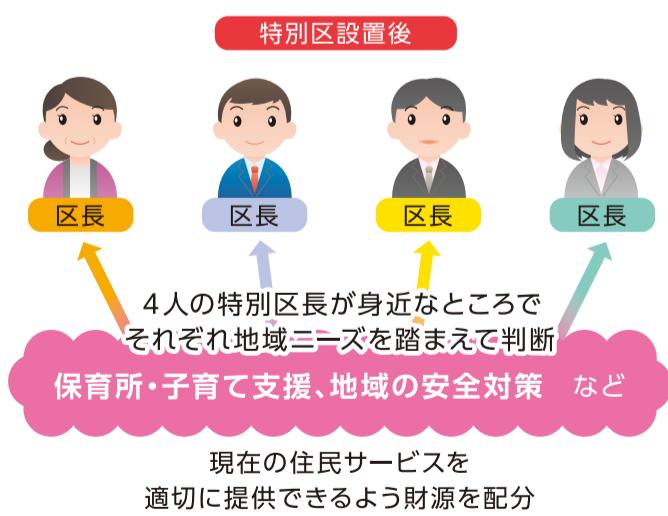
- 首長と議会がそれぞれ一元化され、意思決定がスピーディーに
- 司令塔機能が統合され、成長戦略や都市インフラ整備などの組織を整え、大阪トータルの視点で強力に推進



大阪のさらなる成長を実現

大阪市を4つの特別区に再編し、住民自治を拡充

- 住民に選ばれた特別区長、区議会が、住民に身近なサービスに専念
- 現在より身近な地域で必要な財源と職員を確保し、地域のニーズに応じた住民サービスを提供



住民に身近なサービスを充実